

函 福 管

令和4年(2022年)1月31日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長
保 健 所 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の待機期間の短縮等について

(市立函館保健所地域保健課)

新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者の待機期間の短縮等について

1 経過等

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を受け、国において、科学的知見や専門家の意見を踏まえ、濃厚接触者の待機期間を短縮するなどの方針が示されたことから、函館市においても国の方針に基づき対応しております。

2 主な内容

(1) 濃厚接触者の待機期間

- ① 一般の方の待機期間10日間を原則7日間へ変更
※最終接触日を「0日」として数えて、8日目から勤務等可能。
※健康観察については従前どおり10日間の確認をお願いします。
- ② 医療従事者等のエッセンシャルワーカーの待機期間は、2日にわたる陰性確認により、5日目に解除し勤務可能。

(2) 無症状患者(無症状のまま検査で陽性となった方)の療養解除基準

検査のための検体を採取した日を「0日」として数えて、「7日間」を経過した場合には(8日目から)療養解除。

3 その他

令和4年(2022年)1月25日付け函福管の参考資料配布「保健所業務(積極的疫学調査)の重点化について」の添付資料においても、待機期間の短縮等が適用されます。